

諸外国における生命保険負債評価の変貌（その１）

保険研究部門 上席主任研究員 荻原 邦男

ogihara@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 現在、IASB（国際会計基準審議会）において、保険契約に関する負債評価のあり方が議論されている。フェイズⅡと呼ばれる恒久基準（本格基準）のあり方を巡る議論が再開された。原点に遡り、関係者の意見を徴求しつつ議論を進める予定とされている。
2. 生命保険会計、とりわけ負債の評価方法については、各国で販売されている商品の特性に相当の幅が見られること、また、歴史的経緯から、その取扱は様々である。
3. IASBが目指す保険負債評価は公正価値評価ベースのものであるが、こうした時価会計的指向は旧英連邦系の諸国（英国、カナダ、オーストラリア等）において顕著である。そこで、原点に立ち戻り、それらの国々における時価会計的手法の内容と、それがどのような環境下で成立しているかを中心に、負債評価の現状をまとめたい。
4. こうしたなかで明らかになるのは、これらの国々における貯蓄性商品のウエイトの高さである。これらの商品では、将来のキャッシュフローを評価利率で割り戻すよりも、ユニットリンク的に現在の持ち分に近い額を負債として評価する手法に合理性が認められ、このことが時価評価的指向の推進力となっているものと見られる。
5. また、最近の注目される動きとして、特徴的な財務報告フレームワークを構築しているオランダの取組を紹介する。監督官サイドがマージンの水準を設定しているところに特徴があり、わが国の今後の会計制度を考えるにあたって示唆に富む。
6. おわりに、EUのソルベンシーⅡ（支払能力規制）における負債評価の検討動向をとりあげる。このなかで、支払能力の中心である責任準備金の評価を統一しようとする動きが見られるが、今後、こうした監督規制に関する動向が直接にわが国に影響する可能性があるほか、IASBの保険プロジェクトに及ぼす影響が大きいものと考えられる。

（紙幅の都合上、3章（カナダ）までを今号で取り扱い、4章以降は次号といたします。）

<目 次>

1 はじめに	81
2 英国	82
2.1 英国の監督会計	83
2.2 英国の財務会計	93
3 カナダ	98
3.1 会計制度上の特徴	98
3.2 責任準備金評価の特徴	99
3.3 契約負債評価の主要原則	100
3.4 具体的な負債評価方法	101
3.5 最近の動向	106
3.6 小括	109

次号掲載

4 オーストラリア	
4.1 オーストラリアの生保負債評価の概要	
4.2 負債評価法（MOS）の概要	
4.3 具体的な負債評価方法	
4.4 最近の動向	
4.5 MOS 方式への評価	
5 オランダの会計報告ならびにソルベンシー規制	
5.1 財務報告フレームワーク策定に至る経緯	
5.2 財務報告フレームワークの概要	
6 EUのソルベンシーⅡにおける負債評価の状況	
6.1 ソルベンシーⅡの検討体制	
6.2 検討状況	
6.3 諮問書に対する業界等の反応	
7 おわりに	

1 はじめに

保険会計を巡る I A S B（国際会計基準審議会）の議論は、2004 年 9 月に設置された保険ワーキング・グループにおいて鋭意検討が進められてきたものの、I A S B 本体での議論はまだ本格的なものとはなっていない⁽¹⁾。2005 年 1 月理事会において今後の検討スケジュールが議論されたが、これによると、早急に結論を得たいという関係者からの期待を抑制するトーンがあり、やや時間をかけて検討するスタンスのように見受けられる。

I A S B は時価会計手法を保険負債に適用する方針と考えられるが、これについては批判する論点も多い。当レポートでも原点に戻り、時価評価指向の強いとされる主要 3 国（英、カナダ、オーストラリア）を対象に、金融商品の時価会計を始めとする I F R S（国際会計基準）にハーモナイズする動きが顕著になるなかで、これらの国の生保がどのように対応しているか、その現状を調査し、時価評価的手法を成立させている要因を探ってみたい。

要点を列挙すれば以下のとおりである。

- ①英国では負債の現実的評価と呼ばれる、時価会計により近い監督会計上の負債評価が 2004 年に導入された。また、一部に修正点があるものの、これとほぼ同様の評価を財務会計上も採用し、2005 年から実施することが決定している。
- ②カナダは、複数のシナリオに基づく将来試算を要件とする営業保険料式ベースの C A L M と呼ばれる（時価評価的色彩を有するとされる）負債評価を行っている。I F R S へのハーモナイズの観点から、2007 年 1 月以降、金融資産に I A S 39 ベースの時価評価を導入するのに伴い、資産・負債の評価ミスマッチが発生する懸念があるとして、負債評価を修正する可能性も含め、今後の対応を検討中である。
- ③オーストラリアでは I A S 39 ベースの資産評価を企業会計として採用しつつも、生保会社に対しては従来通りすべての資産を時価評価することを推奨している。ただし、同国はスーパーアニエーションと呼ばれる貯蓄性商品が主体であり、このことが資産・負債の時価評価を推進する要因となっている。
- ④また、最近の注目される動きとして、特徴的な財務会計フレームワークを構築しているオランダの取組を紹介する。監督官サイドがマージンの水準を設定しているところに特徴があり、会計評価とソルベンシー評価の整合的な体系として注目されている。
- ⑤監督会計を巡る動きにも注目が必要である⁽²⁾。E U は、ソルベンシー II と呼ばれるソルベン

⁽¹⁾ 2005 年 5 月に損害保険関係の議論（割引率適用の是非など）がなされたものの、理事会による、少なくとも生保負債の評価に関するなんらの意思決定もされていない。

⁽²⁾ IAIS（国際保険監督者機構）は保険会社のソルベンシー問題に対応するため検討を行っている。2005 年 10 月には、フレームワークペーパーおよびコーナーストーンペーパーを採択している。後者は、トータル・バランス・アプローチ（責任準備金と所要資本の合計で支払能力を判定する）を取りつつ、責任準備金の比較可能性を高めることを目標とするなどの 8 項目からなるコーナーストーン（礎石）をまとめたものである。これらについては別途の機会に論じたい。

シー規制の根本的な改訂の検討を進めているが、支払能力の中心である負債評価の標準化が重要事項として取り上げられ、IASBにおける検討を先取りする形でプロジェクトを進めることが公言されている。このように財務会計のみならず監督会計の検討も同時に進められ、場合によっては監督会計での結論が財務会計の帰趨に影響を及ぼすことも考えられる。

2 英国

英国生保は、2004 年度（暦年）から監督会計の部分でツイン・ピークス・アプローチ（後述）と呼ばれる手法を採用して、従前の方法とのブリッジをかけつつ、「現実的負債評価」に大きく舵を切った。その内容を一言で言えば、アセット・シェア的な評価にオプション・保証などの評価額を加える、というものである。財務会計も監督会計の変革をほぼ追認するかたちで 2005 年から同様の負債評価が行なわれる。このように、監督会計が主導して会計制度が整えられた点は注目に値する⁽³⁾。

さて、英国は（一部の伝統的商品で将来法を採用しているとはいえ）、主力商品についてアセット・シェアと呼ばれる過去法的な負債評価を基本に据えたが、その背景として次の英国生保の特徴が挙げられるだろう。

①保険と言っても英国では貯蓄性の高いものが主力であり、また、わが国のような解約返戻金の保証がない。

②ノンリンク商品では伝統的な有配当商品に替わって AWP (Accumulating with-profit) と呼ばれる商品が主力となってきている。（この商品は、契約者の持ち分が容易に判るというユニットリンク商品的な性格と、毎年のリターンを平準化するいわゆるスムージングと呼ぶ処理を行う伝統的有配当商品類似の性格を持った商品である。2002 年の新契約収入保険料を見ると伝統的有配当保険が全体の 2% に対し、AWP は 17% となっている。（なお、無配当が 18%、リンクトが 63% を占める。）また、保有契約でも有配当保険ファンドのうち 57% は AWP で占められている⁽⁴⁾。）

このため、①②の要因から、アセット・シェアとよばれる手法を用いて、契約者の持ち分を明確化し、解約給付の基準にする動きを促進し、ひいてはこれを用いて負債評価する手法に繋がってきた。

③運用資産に占める株式のウエイトが高い。

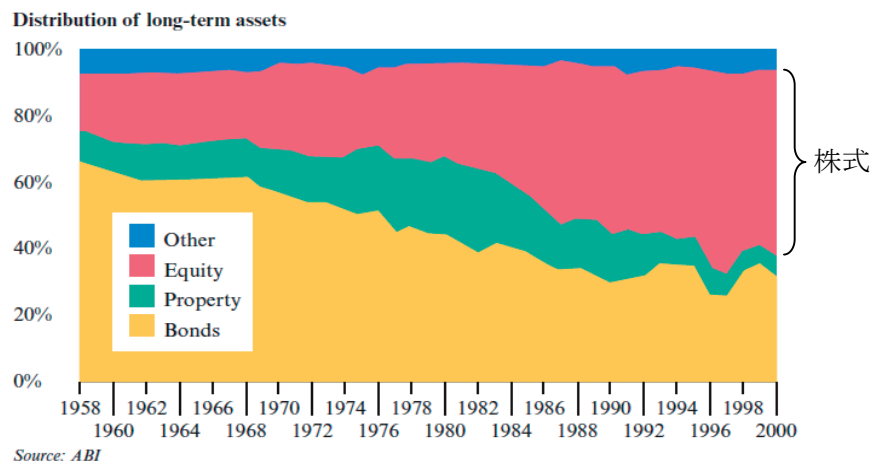
図表－1 は 1950 年代以降の生保資産運用ポートフォリオの動向である。一貫して株式の運用占率が上昇してきたことがわかる⁽⁵⁾。

⁽³⁾ 英国の負債会計の最近の動向については、古瀬政敏「英国会計基準審議会 (ASB) による財務報告基準第 2 7 号（生命保険）の設定とその意義」（生命保険論集 1 5 2 号（2005 年 9 月））に詳しい。

⁽⁴⁾ 青山麻理「英国の有配当保険の新展開」（生命保険経営 72 巻 1 号（2004 年 1 月））を参照。

⁽⁵⁾ Howard Froggatt and Icki Iqbal “Smashing With Profits Business”（2002 年 10 月）による。
(<http://www.sias.org.uk/progold.htm#smash>)

図表－１ 英国生保の運用ポートフォリオの推移



最近でこそ、株式の価格変動リスクを契約者が保有するユニットリンクが増加しているものの、従来からの主力商品であるノンリンクトの伝統的有配当商品は、リターンを長期に亘って平準化（スムージングと称している）させたうえで契約者還元を行う仕組みを採ってきた。これを反映して、将来の配当率と連動する形で負債評価を行ってきたため、2000 年から 2002 年にかけての株式下落を通じて、資産の変動に負債評価が追いつかない、という事態が生ずることとなった。このような背景のもとで、以下に述べるような、資産変動と負債評価の結びつきをより強める方策をとったものである。

2.1 英国の監督会計

2.1.1 ツイン・ピークス・アプローチの概要

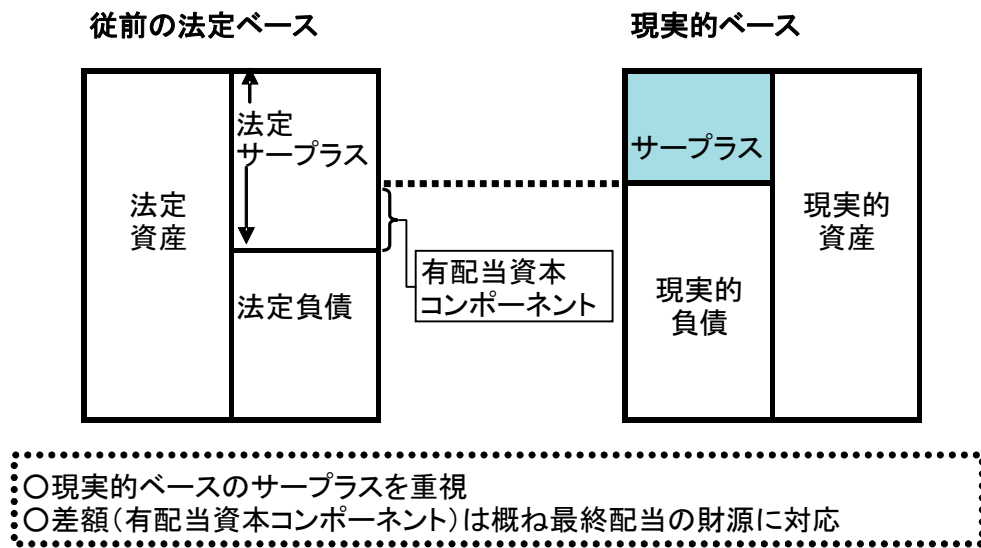
2004 年から適用された新しいアプローチ⁽⁶⁾では、従来の法定会計のベースを残しつつ、リアリスティック・ベース（現実的評価）と呼ばれる新たな評価方式を採用した。両者の併用としたのは、EU 規制を満たしつつ、新たな評価を導入するための便法である。従前の方式と新方式の 2 つの観点によることから、ツイン・ピークス アプローチと呼んでいる。

ツイン・ピークス・アプローチとは以下のアプローチを言う。

- ・従前の法定ベースのほかに、将来の最終配当（満期時等の消滅時に支払う配当）などの推定的債務も考慮した現実的負債評価を行う。
- ・このベースで求められるサープラスと従前のサープラスとの差は、「有配当資本コンポーネント」と称する新設の資本項目に計上する。（次頁図参照）

⁽⁶⁾ Consultation Paper (協議書) 195 : "Enhanced capital requirements and individual capital assessments for life insurances" による。 <http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/cp195.pdf> を参照。

図表－２ ツイン・ピークス・アプローチの概要



ツイン・ピークス・アプローチは全社に対してではなく、有配当保険事業を行う大規模な生保会社⁽⁷⁾に対してのみ適用される。適用外の生保は従来のいわゆる法定会計ベースの評価を行うことになるが、一部に修正が施されている。(詳細は後述)

以下で責任準備金評価方法を紹介するが、その特徴は次の3点である。

(1)過去法(アセット・シェア手法)の公認、(2)「正味保険料式」から「営業保険料式」への変更、(3)保証・オプションの正当評価である。以下、敷衍しよう。

2.1.1.1 現行方式の課題

F S Aは、有配当契約で使用されてきた将来法による「正味保険料(net premium)方式」の責任準備金評価は不透明なものであり、改正する必要性を認識していた。「正味保険料方式」とは将来の収入保険料の現在価値を計算するにあたって、正味保険料を使用する方式である。

「net premium」という用語は、わが国で用いる「平準純保険料」と全く違った概念であり、注意を要する。net premiumとは、営業保険料から「将来配当で還元すると予想される部分」(これには経費部分のマージンや、死亡部分のマージンなどを含んでいる)を控除したものであり、その水準はアクチュアリー判断に依存する。つまり、(わが国のように)営業保険料から付加保険料を控除して自動的に定まるといったものではない。(実際に変動させるわけではないが、考え方として)毎年変動しうる性格のものである。

しかし、この方式には以下の欠点があった。

①こうした将来法になじまないAWPのような商品が増加していること。つまり、これらの商品では(ユニットリンク的に)過去のパフォーマンスによって契約者の持ち分が変わり、将

⁽⁷⁾ 有配当負債の額が5億ポンド以上の会社は適用が義務づけられ、それ未満は任意適用である。無配当保険のみの会社は適用がない。

来キャッシュフローの現在価値では算出に無理がある。

②この「将来の配当のためのマージン」の控除部分の算定が、アクチュアリーの恣意的判断に陥りやすいこと。

③結果として、負債中に過度のバッファを留保することにつながりやすいこと

以上の点から改善が急務であるとされてきたのである。

2.1.1.2 負債評価へのアセット・シェアの適用

これに対する彼らの対応策は、アセット・シェア方式と呼ばれる過去法の採用であった。アセット・シェア⁽⁸⁾とは、ある契約群団（もしくは個々契約）の過去の収入・支出の運用収支残であり、アセット・シェア方式とは、これを群団（もしくは個々契約）の負債額とする方式である。AWPのような商品はその時点の契約者の持ち分を定めるために、また将来の配当の水準を検証するためにも従来からアセット・シェアを算出してきており、なじみやすいものであった。

また、株価下落に伴う支払能力の検証を目的に、F S Aが主要社に対し非公式に現実的負債額の報告を求めた際にアセット・シェア方式が使用されたことも、今回の採用に踏み切った理由と考えられる。

2.1.1.3 営業保険料式評価の採用

一方、アセット・シェアを使用しない商品（例えば定期保険）には将来法による評価方式を採用するが、F S Aは正味保険料式の控除額の算定部分が不透明⁽⁹⁾であるとして、その透明化を目標とした。そこで採用したのが営業保険料式である。収入現価として正味保険料に替えて営業保険料にする一方で、支払額のなかに、権利が確定した配当のほか、将来支払う予定の配当で、「契約者を公平に扱うために必要とされる年次配当および最終配当」を加えることとした。

また、現実的ベースの評価にあたっては、従来使用しなかった解約率も使用し、保証された解約返戻金を将来給付に反映することとされている（後記 2.1.3.1.2）。

なお、net premium 方式に対する課題認識は実は監督官だけのものではなかったことに注意を要する。アクチュアリーも、1世紀以上前から連綿と続くこの方式に適合しない商品が登場してきているとして、見直しを検討してきていた。①例えば、1996年にP. G. Scottらのワーキ

⁽⁸⁾ アセット・シェアは配当の妥当性を検証するツールとして古くから使用されてきた。90年代に入り、株式会社化の議論に伴って、古い契約者が残したestateの評価にも用いられた。しかし、AWPの台頭とともに、アセット・シェアを用いて契約者持ち分を算出する機会が多くなった。なお、保険料払込に自在性を持つAWPでは契約者個々にキャッシュインフローが異なることから、契約者ごとのアセット・シェアという考え方も見られるが、基本的には群団に関する概念である。

⁽⁹⁾ F S AのJohn Tinerのスピーチでもarcane actuarial rule called net premium method(正味保険料式という秘儀的なアクチュアリアルルール)と揶揄しているほどである。

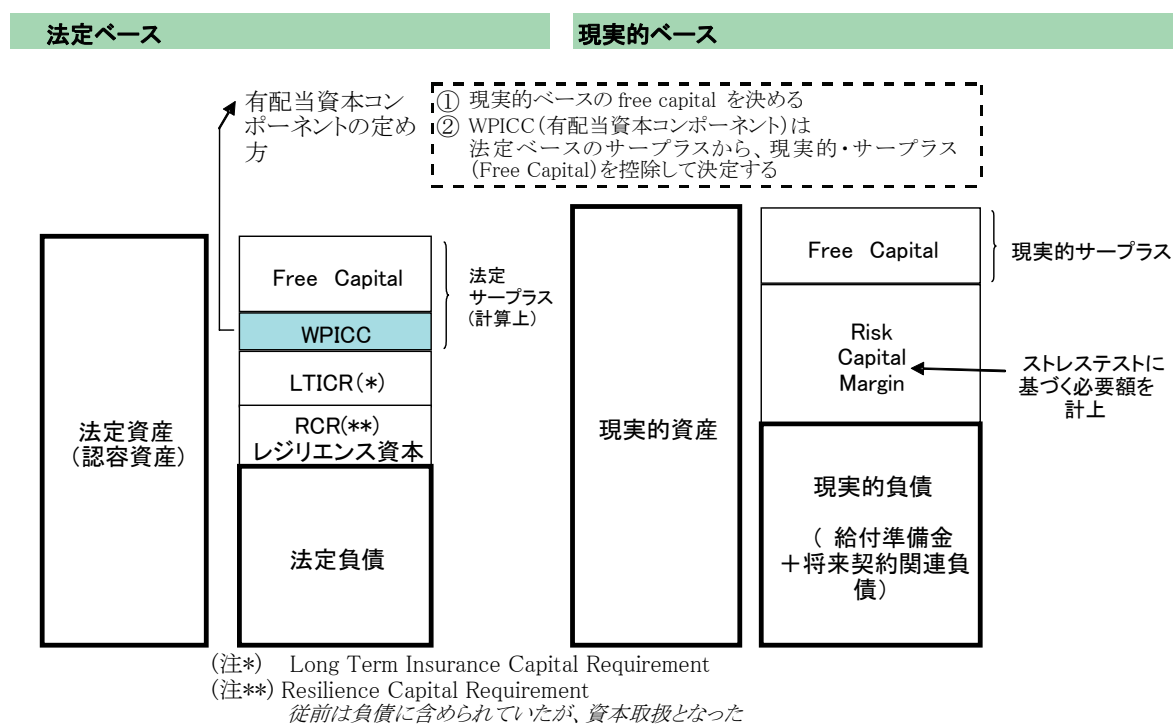
ンググループが、net premium 方式の課題とその代替案を検討し、報告書⁽¹⁰⁾を公表している。彼らはこのなかで、包括的な営業保険料式に替えるべきであり、現実的ベースの数値を公開すべきであるとした。②また、1998 年の Wright らによるワーキンググループは、現行規制は有効に機能しておらず、有配当契約とりわけAWP（accumulating with-profit）商品については、契約者の合理的期待を満たすためのより高いレベルの積立を求めるべきとした。

2.1.2 有配当資本コンポーネント

先ほど概要を示したツイン・ピークス・アプローチについて、やや詳細にみておきたい。

法定ベースの資本負債の構成要素と、現実的ベースの構成要素は次頁の表のとおりであり、両者の調整は以下の手順で行われる。

図表－3 ツイン・ピークスアプローチの概要



①まず、「法定サ surplus」を

法定資産（認容資産）

- － 法定負債
- － LTICR（現行の最低マージンとほぼ同一のもの）
- － レジリエンス資本コンポーネント（RCR：ストレステストに基づく必要積立額）

⁽¹⁰⁾ P. G. Scott et al. “An Alternative to the net premium valuation method for statutory reporting” (British Actuary Journal (1996))（邦訳：日本アクチュアリー会会報別冊 183 号）。当報告書のなかで、各方式を包括的に論じているが、net premium 方式は「artificially calculated premium を使用する将来法である」との記述がある。

として求める。

②次に、「現実的サープラス」を、

現実的資産（必ずしも認容資産でないものも含める）

- － 現実的負債（具体的には、おおむねアセット・シェア方式による。）
- － RCM（レジリエンス資本コンポーネントの現実的ベース版。))

で求める。

③「現実的サープラス」が実質的サープラスとして重視される。そして、従前の法定ベース・サープラスがこれを上回る部分を「有配当資本コンポーネント」(WPICC)と命名する。

有配当資本コンポーネントは「将来の最終配当のための準備金」と見なされる。FSAは従来から、「最終配当の財源は明示的に『負債』に計上すべし」との考え方を表明してきた。これは、十分な負債評価を怠っていたエクイタブル生命の経験の教えるところでもあった。しかし、本来契約者に確約したのではなく負債計上は疑問であるとして、業界側が負債計上に反対していた。これが最終的に、負債ではないが独立した資本コンポーネントとすることで決着したものである。したがって資本ではあるが負債に近い性格のものとする必要がある。なお、法定ベース・サープラスが現実的サープラスを下回る場合、負のWPICCを計上することはない。

2.1.3 現実的負債評価

まずPRU7.4.105R⁽¹¹⁾において、有配当契約の現実的負債評価にあたって採るべき方法と前提について、以下の条件を満たさなければならない、としている。

- (1) 保険商品に適合していること
- (2) 適切な理由がない任意の変更は行わず、年度ごとに一貫していること
- (3) 契約者を公平に扱うという規定上の義務を企業が果たしうるようなレベルに等しい裁量的な給付およびこれを上回らないチャージを考慮すること
- (4) 一般に認められた数理実務を考慮すること
- (5) 会社が定めるPPFMと整合的であること

PPFM⁽¹²⁾とは、「財務管理における原則と実務に関する基準書」と呼ばれるもので、有配当保険事業をどのようにマネージし、どのようなスムージング（利益の平準化）や配当政策を採るかを契約者などに開示するものであり、2004年3月から適用が義務づけられた。

有配当契約に関する現実的負債は、次の2項目から構成される。

- (1) 給付準備金(benefit reserve)
- (2) 将来契約関連負債(future policy related liabilities)

⁽¹¹⁾ 以下において現れる項目番号のあとのR,Gは、Rは規定を、Gはガイダンスを表している。なお、CP195のベースでなく、直近のPRU(Prudential Sourcebook)に基づく。

⁽¹²⁾ Principles and Practices of Financial Management. 2003年1月のCP167で提案されたもの。

2.1.3.1 給付準備金(benefit reserve)

給付準備金については、過去法（アセット・シェア法）か将来法（ボーナス・リザーブ法）のいずれかを使用しなければならない(7.4.116R)としている。過去法は、通常は、アセット・シェアを用いて契約者配当を行う種類の契約に適用され、それ以外は将来法が適用される⁽¹³⁾。

2.1.3.1.1 過去法

アセット・シェア法とは、前述のとおり、過去の収入・支出の運用収支残をもってその契約ないし群団の負債額とする方式であり、以下の規定を置いている。

個々契約単位もしくは、群団のアセット・シェアを算出する際、次の要素を考慮しなければならない。保険料、費用、給付、投資収入および資産価値の増減、税金、再保関係収支、株主勘定への移管額、会社によってなされるアセット・シェアへの増減額。(7.4.119R)

アセット・シェアは契約者を公平に扱うという法定義務を考慮しなければならず、また、PPFMとの整合性が取れたものでもでなければならない。(7.4.122R)

アセット・シェアはいわば現在の持ち金であり、将来の給付を保証している場合には、現在のアセット・シェアが将来の給付支払いに十分である保証はない。にもかかわらず、アセット・シェアをもって負債額とできるのは、英国の商品の多くがわが国のような解約返戻金保証を行ってはいないからである。仮にこうした保証が存在する商品にあつては、過去法といえども保証にかかわる債務額を別途算出して加算しなければならない⁽¹⁴⁾。(後述の「将来契約関連負債」に含めて計上される)。

なお、アセット・シェアが配当水準の検証のみならず、給付額の算定に使用される機会が高まったことを背景に、英国アクチュアリー会はワーキングチームを作り、アセット・シェアに関する現状を調査し、基準化の可能性を検討した（1999年8月に公表）。こうした動きにもかかわらず、アセット・シェアに関する規定は、現在も概括的なものにとどまっており、計算手法について殆ど規定がなく、各社の判断の余地が多く残されている⁽¹⁵⁾。

⁽¹³⁾ 英国アクチュアリー会ガイダンスノート GN45 の 3.2.1.1 による。

⁽¹⁴⁾ 英国の David Dullaway と Peter Needleman は 2003 年 10 月に公表した論文 “Realistic liabilities and risk capital margins for with-profits business” のなかで、アセット・シェアを用いた負債評価手法の得失について、以下の議論を展開している。

- (1) もし、アセット・シェアが取引されるなら、売買に際して特段の評価を要しない点はメリットになろう。しかし、実際はスムージングが施されているので、これを直ちに使うのは適当でないとした。
- (2) アセット・シェアは契約上の給付の額を示すものではない点は、アセット・シェア法のデメリットといえよう。また、スムージングされないアセット・シェア（とりわけ個人ベースのもの）が、経営状況の如何に拘わらず支払われると期待される、デファクトスタンダードになってしまうことを懸念する、とした。
- (3) また、アセット・シェアは配当決定の一要素に過ぎず、スムージング、過去の経緯、さらにはより広い群団レベルで決定されるだろう。現実的には養老保険の配当率を終身保険の配当に使用することもなされている。つまりアセット・シェアですべてが決まるわけではないことを注意喚起した。
- (4) アセット・シェア手法はいわば put option 手法であり、むしろ、現在の保証額＋将来の裁量的給付の 2 要素に分ける、call option 手法を採用すべきではないか、と提唱した。契約者や監督当局にとって知りたいのは、確定して受け取れる額であろうから、としている。

⁽¹⁵⁾ 英国アクチュアリー会が定めるガイダンスノート 45（有配当資本コンポーネント）にアセット・シェアの言及があるものの、概念的な説明にとどまっている。

この点に関連して、7. 4. 126G は次のような解説を加えている。「アセット・シェアの定義、算出方法は多数の要素に依存する。例えば、会社の実務基準、会計システムのレベル、保有している過去のヒストリーの精粗、有配当の資産構成などである。このため、各社のアセット・シェア算出方法には相当の幅がある。過去法に関する規定を定めるにあたり、特定の手法を強制するのではなく、計算手法の多様性を認め、これに柔軟に対応しうる規定としたものである。7. 4. 119R は、過去法の満たすべき最低限の基準を定めているに過ぎない」。これは、アクチュアリー実務に配慮したものであろう。

2. 1. 3. 1. 2 将来法

これはわが国の通常の商品と同様に、将来の予想キャッシュフローの現在価値を計算する方式である。将来のキャッシュフロー予測は基本的に best estimate な仮定に基づくこととしている(7. 4. 130 項)。

また、将来の給付には以下を含むとされる(7. 4. 129R)。

- (1) 死亡、満期時の保証支払額、保証している解約給付、払済保険金額
- (2) 契約者の権利が確定し、割り当て済の(vested, declared and allotted)配当
- (3) 将来の年次配当および最終配当で、契約者を公平に扱う法定義務をはたすために必要とされる水準に少なくとも等しい金額

つまり、通常配当について権利が確定している部分は将来の給付に算入し、それ以外の部分については、「契約者を公平に取扱う」⁽¹⁶⁾義務(従前は「契約者の合理的期待」と呼んでいたもの)に応じて算入するものとしている。

7. 4. 132G の記載によれば、法定上の負債評価と異なり、現実的ベースでは逆偏差へのマージンを含んだ前提を用いて将来キャッシュフローを求めることは要求していない。また、将来の利回りの設定方法、割引率、保険料水準、将来の配当に関するキャッシュフローなどについての詳細規定も定めない、としている。つまり、現実的評価においては、配当や裁量的な(つまり保証していない)解約返戻金なども含め、保険会社の自己評価を基本とすべきとしている。その担保は P P F M という公開情報のもつ牽制効果に期待しているものと見られる。

2. 1. 3. 2 将来契約関連負債(future policy related liabilities)

もう一つの重要な項目は、将来契約関連負債で、これは保証部分のオプション価値などの、給付準備金に含まれないが条件付きの債務として存在するものを計上する項目である⁽¹⁷⁾。とりわけ

⁽¹⁶⁾ 「契約者の公平な取扱」については、別途、CP207 (Treating with-profits policyholders fairly (<http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/cp207.pdf>)) および、その改訂版である CP04/14 (http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/cp04_14.pdf) が発出され、一段の透明化が目指されている。

⁽¹⁷⁾ PRU の 7. 4. 137 項から 7. 4. 189 項に規定される。

アセット・シェアを用いて給付準備金を算出する場合は、保証、オプション、スミージングに関する部分の追加が必須となる。

2.1.3.2.1 各項目の内容

構成項目を表にすれば以下のとおりである⁽¹⁸⁾。

図表－４ 将来契約関連負債

1	有配当給付準備金に充てることが予定されている(planned)その他のサープラス
2	(-) 同上 (欠損額)
3	予定されている将来の給付準備金の増額
4	(-) 予定される保証、オプション、スミージングによる給付準備金の控除額
5	(-) 給付準備金に賦課すべきその他のコストによる控除額
6	契約上の保証（金融オプションを除く）による将来コスト
7	契約によらないコミットメントの将来コスト
8	金融オプションの将来コスト
9	スミージングの将来コスト
10	金融コスト
11	その他の負債
12	合計(1+3+6+7+8+9+10+11-(2+4+5))

このうち、重要と思われる３項、６項、９項について以下説明する。

（３項）予定されている給付準備金の増額(planned enhancements to the with-profits benefits reserve)

7.4.139R では、「現在の給付準備金と将来収入される保険料ではファイナンスできない、給付準備金への予定された増額」と定義されている。これは、特定の群団に対して特別の上乗せ配当を行う場合などに発生する。この場合、追加の給付を予定するが、環境が悪化した場合は支払わないという裁量権を留保しても構わない。

（６項）契約上の保証による将来コスト（金融オプションを除く）

これは契約上の各種の保証（最低保証）などにかかわる準備金を言う。つまり、保証額が給付準備金を上回ると予想される部分の額を計上する。

（９項）スミージングの将来コスト

英国生保の有配当契約は通常、毎年のリターンにある種の平準化（スミージング）を行う。7.4.159Rによれば、「スミージングの将来コスト」とは、将来のスミージング後の給付予想額が、「将来の第３項の給付準備金増額後の給付準備金（ただし、保証額があればそれを下限とする）」から乖離する場合に、その差額部分を当項目で負債計上する。これは正負両方の値をとりうる。

⁽¹⁸⁾ F S A への報告書に追加された Form19（現実的資産・負債計算）による。（このほか、Form18(WPICC の計算）も追加されている。）

2.1.3.2.2 保証やオプションに関する評価方法

問題は、保証、オプション、スミージングのコストをいかに評価するかである。

7.4.169Rによれば以下の3方法が認められている。

- (1) 市場と整合的な資産モデルを使用した確率論的アプローチ
- (2) 保証もしくはオプションをヘッジする際の市場におけるコスト
- (3) 与えられた確率をもった一連の決定論的予測

F S Aは(1)の確率論的アプローチを推奨している。しかし、時価評価に前向きな英国といえども、市場環境を動的的にモデリングし、多数の確率論的シナリオを使用するアプローチについての実務的な経験はさほどないものと見られ⁽¹⁹⁾、今後さらに研究が求められるものと推察される。

2.1.4 法定ベースにおける責任準備金評価方法の変更

法定ベースのみ行う会社にあっても、以下の諸変更が行われている。

2.1.4.1 レジリエンス資本コンポーネント

全社共通の変更点のうち最大のものはレジリエンス・リザーブの変更である。負債項目から「レジリエンス資本コンポーネント」と呼ぶ資本項目に変更し、併せて算出規定も充実させた。レジリエンステストとはいわゆるストレステスト（ある種の天下りのシナリオを設定して、これが起きたときの対応策を検討する経営手法）であり、一定の決定論的シナリオを設定して、それに耐えうるためのバッファを確保するものである。

算定方式を見ると、過去、2001.9.11に際して、計算手法を各社のアポインテッド・アクチュアリーに判断に委ねた時期があったが、具体水準を規定に明記する方式に戻り、これを踏襲したものとなっている。

- ・株式 25%から直近90日の状況を反映した調整率⁽²⁰⁾を控除する。ただし、10%を下限。
- ・不動産 20%から直近90日の状況を反映した調整率を控除する。
- ・固定金利債券 長期のギルト債（英国の中心的市场性国債）の利回りの20%の上昇（5%であれば1ポイントの上昇）

株式についての考え方は、25%が基準であるが、直近急激に下落している場合はその低下分は控除した水準（ただし10%を下限）を使用する、というものである。現行と比較して株式以外の資産については強化されている。

なお、従来、この項目は責任準備金の一部分と位置づけられていたため、EU規定にもとづく

⁽¹⁹⁾ 国際会計基準のED5に対するコメントレターにおいても、オプション部分の評価の実務的可能性を懸念する英国の生保会社が見られた。

⁽²⁰⁾ 4.2.16は以下のとおり規定している。「(a) FTSE Actuaries All Share Indexの株式益回りが長期ギルト債の利回りの4/3に相当するまでの低下水準と(b) 25%－調整率のいずれか低い方（ただし10%を下限）」。
ここで調整率とは、 $A = (\text{上記インデックスの現在値}) / (\text{上記インデックスの直近90日の平均値})$ とし、 A が75%と100%の間は、 $100 - A$ 、 A が100%以上ならゼロ、 A が75%未満なら25%

ソルベンシー規制の代表的項目である「責任準備金の4%」項目の対象となっていた。このため、2重の準備であるとの批判がなされてきたことを考慮し、資本項目に移したものである。

2.1.4.2 法定評価のみ行う会社の責任準備金評価

法定評価のみ行う会社の責任準備金評価も従前通りではない。まず、現実的評価を行う会社と同様に、①責任準備金評価にあたって使用した前提およびそれを採用した理由、②方式を変更した場合の理由とその影響額、などを一定期間記録して保存すべきことが明確化された（PRU7.3.20R）。

従来どおり正味保険料方式を採る会社もあることを考慮し、逆偏差のためのマージン（margin for adverse deviation）を規定した。

このほか、①評価利率の規定の一部変更、②オプション価値の評価が明確化された。以下、順に説明する。

2.1.4.2.1 評価利率

要点は下記のとおりである⁽²¹⁾。

- ①将来キャッシュフローを割り戻す評価利率は、将来の資産運用（現在の資産、将来の再投資、および将来の負債ネット・キャッシュ・インフローを対象）によって達成することが想定されるリスク調整済み利回りの97.5%を超えない水準とする。
 - ②全体のリスク調整済み利回りは、各資産分類のリスク調整済み利回りを、それぞれの資産時価の重みにより平均した値とする。
 - ③株式のリスク調整済み利回りについては、配当利回りが株式益回り（earnings yield）を超える場合は、配当利回りとし、そうでない場合は、両者の平均とする。
（従来は、配当利回りの2倍を上限とする制限があったが、今回廃止された。）
 - ④再投資部分についても一定の上限が課せられている。
 - ・現実的評価を行う生保は、ギルト債のフォワードレートを上限とする。
 - ・法定評価を行う生保は
 - (a) 長期のギルト債の利回り
 - (b) 長期のギルト債の利回りが3%を超える場合は、その超過部分の2/3に3%を加えた水準。
 - (c) 6.5%
- のいずれか最低の率を上限とする。

2.1.4.2.2 オプション評価

保険には次のようなオプションがある。①満期時に現金で受け取るか、保証利率で年金化して

⁽²¹⁾ PRU4.2.28R から 4.2.47R を参照。

受け取るかのオプション、②保証された期間において他の契約に転換する権利、③特定の水準の解約返戻金を受け取る権利、などである。これらについては、7.3.62 Rにおいて以下の通り保険契約に関するオプションを負債評価すべき旨が規定されている。

「会社が長期契約について責任準備金を計上する場合、保険契約者が保険契約に基づいてオプションを実行することによる直接の影響として債務が増加する場合は、それに対応する金額を責任準備金に含めなければならない。解約給付が保証されている場合には、責任準備金はいつの時点でもその時点における保証額を上回らなければならない。」

2.2 英国の財務会計

2.2.1 財務会計基準 27 号 (FRS27) の新設

英国生保の財務会計には独立した基準がなく、企業全般に対し適用される 1985 年会社法において定められた保険業のための付表（付表 9 A）がその唯一のものであったが、2004 年 12 月に、A S B（英国会計基準審議会）は生命保険に関する単独の会計基準 (FRS27⁽²²⁾：“LIFE INSURANCE”）を策定した。

会計基準が整備された背景として、①エクイタブル社の実質的破綻を契機に、英国の有配当保険のあり方が各方面で議論され、そのなかで生保会計に対する批判もなされたことから、これへの対応が喫緊の課題となっていたこと、②監督会計の大幅な改訂を受けて財務会計としての判断が求められたこと、③2005 年度からの E U による I F R S（国際会計基準）採用、の 3 点が挙げられよう。

①現行生保会計への批判

FRS27 はその付録 IV (p. 61)において、有配当契約の現行会計に対する代表的な批判として、ペンローズ・レポート⁽²³⁾に記載された下記の批判を取り上げている。

- ・最終配当（消滅時配当）は推定的債務であり、これを負債認識しない現行会計は現実的な財務力評価になっていない。
- ・配当債務の履行可能性、すなわち、財源の充分性に関する情報提供が不十分である。
- ・契約者利害にかかる変更（例：年次配当から最終配当への移行）が財務諸表上で読取れないまま実施されていることは問題である。
- ・会計報告そのものが過度に複雑である。よりシンプルな要約情報が必要であり、長期的には、単一の会計基礎に基づき、監督用報告と財務報告がなされる必要があろう。
- ・投資家向けに過度に傾斜した情報開示となる危険が認められる。保険契約者の利害がより

⁽²²⁾ <http://www.asb.org.uk/images/uploaded/documents/ACF11D9.pdf>

⁽²³⁾ ペンローズ・レポートとは、エクイタブル社の破綻に関して、ペンローズ卿をヘッドとする調査委員会がまとめた包括的な報告書で、2004 年 3 月に財務省に報告されている。

考慮されるべきである。

②一方、監督会計においては、保守的・裁量的な負債評価から、現実的ベースの負債評価に移行した（2004 年度決算から実施済。前述）が、これと財務会計との関係が注目されていた。

③2005 年度から E U の上場会社には I F R S が適用されることが予定されていたが、2005 年度に入ってしまうと、英国独自の財務会計規制を導入することが難しいのではないかとこの想定のもと、A S B は当初、2004 年度決算からの新規定適用を目指した。しかし、準備期間が短く現実的に対応困難との意見が強く表明され、本規定は 1 年先送りして 2005 年度から実施とすることとされた。ただし、2004 年度においても、改訂の方向性に配慮し、従来以上に開示を進めることが業界と A S B との間で合意された⁽²⁴⁾。

2.2.2 FRS27 の概要

2.2.2.1 基本的考え方

新基準の骨子は次の 2 点である。

① F S A の現実的評価に従う会社は、財務会計においても（下記の一部調整を施したうえで）この負債評価を用いる。

② 会社の支払能力を端的に示すものとして、資本及び負債の状況を群団別、項目別に表示する「資本報告書（Capital Statement）」を導入する。

なお、A S B は、今回の基準書策定は第一ステップに過ぎず、将来的には I A S B のフェーズ II を踏まえた本格対応が必要としている。

2.2.2.2 F S A の負債評価に対する財務会計としての修正事項

F S A の現実的ベースをそのまま使用するのではなく、下記の修正を求めている。（これは、FRS27 の第 4 節に集約されている。）

① 将来の配当にかかる負債のうち、株主に対する配当部分が含まれていれば⁽²⁵⁾、現実的な負債からこれを除外する。（4-(a) 節）

これは負債と資本（株主持ち分）を厳密に区分する観点と考えられる。

② D A C（繰延新契約費）の計上は認めない。（4-(b) 節）

従来の規定では、DAC もチルメル式責任準備金も認められていたが、今回採用される営業保険料式責任準備金評価では、経費関係の収支も反映することにより、DAC を計上するのと同様の効果が自動的に得られるため、DAC の計上を不要としたものである。

③ 有配当ファンドに含めて管理される無配当商品について、保有契約価値 (value of in force

⁽²⁴⁾ この間の事情については、A S B のサイトに掲載の、“Memorandum of Understanding” (<http://www.asb.org.uk/images/uploaded/documents/ACF111DA.pdf>) を参照。

⁽²⁵⁾ 英国では契約者配当：株主配当＝9：1 とするケースが多く、アセットシェアの中には、この 1 割部分が含まれていることがある。

business)を資産計上できる。ただし、(1)無配当商品が現実的ベースで評価されること、(2)契約価値がF S A規制に従うこと、(3)現実的負債の評価がこの額を反映していること、が必要となる。(4-(c) 節)

この調整の意味は次のとおりである。無配当保険が有配当保険ファンドのなかで扱われると、将来の配当計算を通じて、あたかも配当があるかのように認識され、現実的負債を増加させてしまうので、これを減額修正するための方法として、負債を減額せずに、資産計上する方法を限定的に認めたものである。(13 節による)

その他、重要な項目として、Embedded Value (潜在価値) の取扱いと、オプション及び保証の取扱いに触れたい。

④Embedded Value の貸借対照表計上の取扱い

現時点で、主たる財務諸表にVIF (Value In Force:保有契約価値) を含めている会社 (主として銀行による保険子会社である) には、その継続を認める。ただし、将来の投資マージン (すなわち、リスク・フリー・レートを超える投資利益) を反映している場合には減額調整が必要となる。

この規定からうかがえるのは、A S BのEmbedded Value に対する反対姿勢である。既に計上を認めてきたものは特例的に継続して認めるものの、今後新たに計上することを禁止し、かつ、現存するEmbedded Value に対しても、投資マージンの排除を求めたものである。

⑤オプション及び保証に関する評価

F S Aの現実的評価に従う有配当ファンドにあっては、「公正価値」もしくは「マーケットと整合的な確率論的モデル」のいずれかに従って、契約者の持つオプションと保証を評価しなければならない。上記のいずれにもよらない場合は、以下の追加情報の開示が要求される。

- (i) 保証及びオプションの性質と程度の概要
- (ii) それらがイン・ザ・マネーになる程度
- (iii) 主要変数の変動に対する感応度

なお、今回の負債評価の変更に伴う増減額は、同額をF F A⁽²⁶⁾ (相互会社では retained surplus)からの取り崩し (ないし繰入) と相殺し、全体の損益勘定には影響を及ぼさない処理が認められている。

2.2.2.3 資本報告書(Capital Statement)

これは、資本及び現実的負債を区分ごとに開示させるもので、会社の支払能力を端的に利害関

⁽²⁶⁾ F F A (fund for future appropriation) とは、年度末において、将来、契約者もしくは株主のいずれに帰属するか決まっていないものを留保する勘定で、資本と負債の中間的勘定とされる。

係者に示すものとして、公開草案（FRED34）のなかでもポイントの一つとして注目されてきたものである。内容については図表－５の「英国 FRS27 に定める資本報告書（ひな型）」を参照されたい。

なお、公開草案の段階では「監督上求められる資本の額」も資本報告書に記載することとなっていたが、FRS27 では、数値の開示は求めず、下記の開示を求める緩やかな規定に修正された⁽²⁷⁾（45 節）。

- ①資本報告書で使用する区分ごとに、監督上の資本規制、もしくは経営によって設定された資本目標についての、説明的(narrative)もしくは計量的な情報
- ②監督上の資本の設定手法に関する説明
- ③市場環境が変動した場合の負債ならびに資本に対する感応度
- ④会社の資本政策、資本目標、リスク管理へのアプローチ方法

⁽²⁷⁾ 財務報告が監督会計数値の開示を公然と求めることに違和感を持ったが、I A S B の金融商品開示に関する議論でも「外部から課された自己資本規制の数値そのものの開示は求めない」とされたことを考慮すれば、整合性ある取扱に修正されたものといえる。

図表－5 英国 FRS27 に定める資本報告書（ひな型）

Capital Statement (FRS27に記載されたイラレーション)

Available capital resources									
	A UK (with- profits)	B UK (with- profits)	UK non- participati ng	Overseas Sharehold ers', Funds	Life Business Sharehold ers', Funds	TOTAL LIFE BUSINES S	Other Activities	Consol. adjusts.	GROUP TOTAL
Shareholders' funds outside fund					850	850	200	(50)	1,000
Shareholders' funds held in fund			350			350			350
Total shareholders' funds			350		850	1,200	200	(50)	1,350
Adjustments onto regulatory basis:									
FFA	350	150				500			500
Adjustment to assets	(25)	(20)				(45)			(45)
Shareholders' share in realistic liabilities	(25)	(30)				(55)			(55)
Other adjustments									
	300	100	350		850	1,600	200	(50)	1,750
Other qualifying capital:									
Loan capital							750		750
Internal loans		150			(150)				
Allocation of group capital		300		300	(600)				
Total available capital resources	300	550	350	300	100	1,600	950	(50)	2,500
With-profits liabilities on realistic basis:									
Options and guarantees	200	100				300			
Other policyholder obligations	1,800	4,000		1,900		7,700			
Total with-profits liabilities	2,000	4,100		1,900		8,000			
Unit-linked	1,000		500	800		2,300			
Non-participating life assurance	800	400	1,400	500		3,100			
Technical provisions in balance sheet	3,800	4,500	1,900	3,200		13,400			

(FRS27:Appendix I による)

3 カナダ

会計・計理面から見たときカナダの生保は大変気になる存在である。詳細は後述するが、順不同で列挙すると次のようになる。

- ・財務会計と監督会計を一つの会計で統合している。
- ・4半期ベースの連結決算を既に実施している。
- ・株式の15%ルールなど、株・不動産・債券のキャピタル損益を複数年度に平準化する処理を行っているにもかかわらず、負債の公正価値評価に前向きと伝えられる。
- ・米国に先んじてソルベンシー・マージン規制を開始（1992年 MCCR 導入。米国の RBC は 1993 年。）
- ・変額年金の最低保証（死亡・生存）にかかる債務評価で確率論的シナリオを使用するなど先進的取り組みを実施。
- ・特徴ある責任準備金の積立（シナリオテストを通常の責任準備金評価に組み込む。アクチュアリーのカットが大。公認会計士の監査を受けない。）
- ・アクチュアリー業務に対するピア・レビュー（社外アクチュアリーによる監査）を 2003 会計年度から実施。

このような特徴的な制度を持つカナダであるが、責任準備金の評価については、2001 年度から CALM (Canadian Asset Liability Method) というネーミングのもと、従来手法を改訂した評価手法を適用している。この手法の特徴は、①わが国の平準純保険料式と異なり、付加保険料、経費の要素や脱退率も入れたいわゆる営業保険料式を採用している点、②一律の評価利率を適用する方式ではなく、複数のキャッシュフローテストの結果に基づき責任準備金を算出する点にある⁽²⁸⁾。とりわけ後者は、わが国における追加責任準備金積立と同様の方法（収支予測の結果をもって責任準備金とする方法）を定例処理に採り入れていると言えるもので、今後のわが国の責任準備金制度を考える上で参考になろう。

3.1 会計制度上の特徴

会計・計理面での特徴を見ておきたい。

①監督会計と財務会計の一体運営

カナダ保険会社法はカナダ GAAP に従って監督当局に会計報告することを求めており、GAAP が監督会計を兼ねているところに特徴がある。共通の責任準備金評価を用い、支払能力

⁽²⁸⁾ ちなみに、カナダの商品特性の特徴は年金保険のウエイトが高いことであり、これも金利変動リスクに重点を置いた負債評価を促進している要因の一つと推測される。（2002 年度の統計によれば、収入保険料の構成割合は個人保険 28% に対して、個人年金も 28% である。責任準備金残高では個人保険 23.7% に対して、個人年金は 34.8% である。生命保険協会「国際生命保険統計」（2004 年版）による。）

の確保についてはM C C S R と呼ばれるわが国の自己資本規制と同様の制度⁽²⁹⁾により運営が行われる。

②アクチュアリーの高独立性

会計士が定める財務会計基準には責任準備金評価に関する項目は含まれておらず、責任準備金評価は、「一般に認められた数理実務 (Generally accepted actuarial practices) によることとされ (保険会社法 365 条⁽³⁰⁾)、アクチュアリーの専管事項となっている。(カナダ・アクチュアリー会 (以下、C I A) は、この「一般に認められた数理実務」として、“Consolidated Statements of Practices (C S O P)”⁽³¹⁾ (2002 年 12 月) を定めている。)

以下で詳述するが、カナダは、米国の S A P (監督会計) のような、監督官が (最低水準について) 評価方法や係数を定める方式は採らず、責任準備金評価は基本的にアポインテッド・アクチュアリーの判断に委ねられている。ただし、アクチュアリー間で手法に大きな差異が生じないよう統一基準を設定したものである。また、監督機関たる O S F I (Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada; カナダの連邦下の保険、銀行、信託、貸付機関のすべてを監督する) はこの基準を変更する権限を有している。

③責任準備金の税務上の制限がない

会計上の責任準備金が税法上も損金として認められている。これについては、3.5.2 節を参照されたい。

3.2 責任準備金評価の特徴

カナダ生保の責任準備金評価の特徴は、第 1 に営業保険料式 (彼らは P P M (Policy Premium Method) と呼ぶ) を用いる点である。この関係で、従来は新契約獲得費 (acquisition expense) について一部を資産計上していたが、営業保険料式を採用した結果、負の責任準備金を計上することで同様の効果を持たせることとなった⁽³²⁾。

第 2 の特徴は、逆偏差 (収益を悪化させる方向への統計上のブレ) のためのマージンを明示的に求めている点である。つまり、将来のキャッシュ・フローの推定にあたって、最良推定 (best estimate) に基づくものと、逆偏差部分に分離することを求めている。後者は P f A D (Provision for Adverse Deviation; 逆偏差のための準備) と呼ばれる。財務諸表において責任準備金が分離して表示されるわけではないが、計算過程で分離している点は大きな特徴である。

⁽²⁹⁾ もちろん順序としては逆であり、カナダが先行 (1992 年) し、これに影響された米国 RBC をさらに参考にし、わが国の規制が策定されている。

⁽³⁰⁾ 「会社アクチュアリーは、事業年度末における会社の保険数理的およびその他の保険契約債務等を、監督局長が決定する変更を加えた一般に認められた数理実務および監督局長がなす追加指示に従って、評価しなければならない」。

⁽³¹⁾ <http://www.actuaries.ca/publications/2005/205101e.pdf>

⁽³²⁾ Life SOP の 4.9 節では、米国における DAC と同様に、「合理的な方法で繰延・償却することが適当である」とされている。

第3の特徴は、金利リスクを反映するためにシナリオテストの手法を採用している点である。

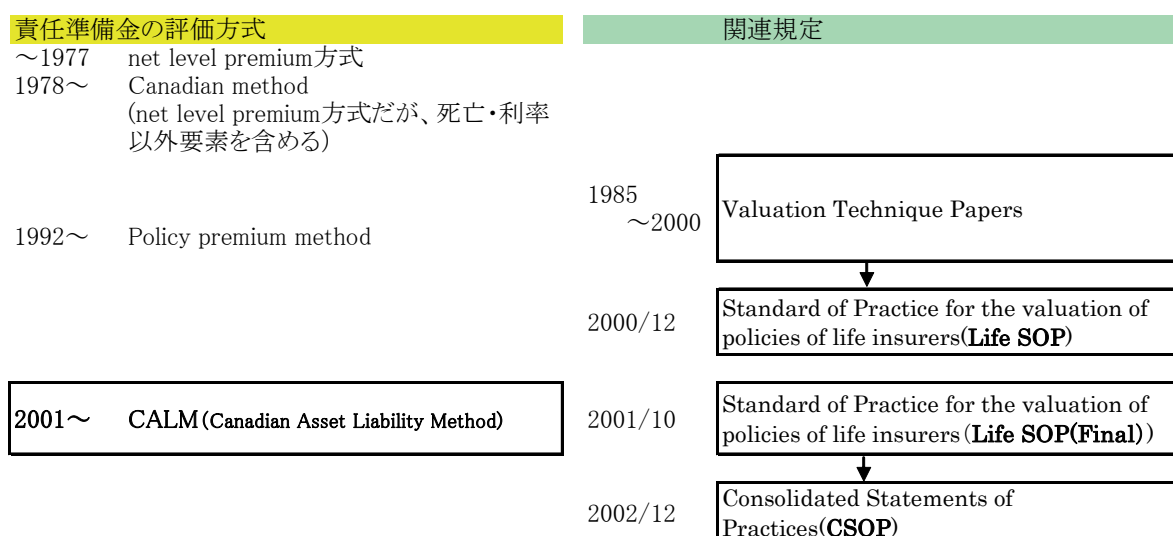
参考までに、カナダの責任準備金評価方式の変遷と、関連規定の制定状況を記したものが、図表－6である。

従来、一般に認められた数理実務として、C I A 財務報告勧告（Financial Reporting Recommendations of CIA）および13の文書から成る“Valuation Technique Papers”がC I Aから公表されてきた。その後、これらは集約され、数次にわたるディスカッション・ドラフト公開を経て、最終的に“Standard of Practice for the valuation of policies of life insurers”⁽³³⁾

（以下、Life SOP）としてまとめられた（2001年10月）。この実務基準はC A L M（Canadian Asset Liability Method）というネーミングのもとで、責任準備金評価方法を述べたものであり、2001年度から適用された。

なお、Life SOPは、損害保険、年金などの規定とともに、“Consolidated Statements of Practices（C S O P）”⁽³⁴⁾（統合実務基準）（2002年12月）として統合されている⁽³⁵⁾。

図表－6 カナダの責任準備金評価方式の推移



3.3 契約負債評価の主要原則

具体的な説明に入る前に、評価の主要原則に触れたい。Life SOP(2001年10月)の3章は負債評価の主要原則を以下のとおりとしている。

①この基準の精神（spirit and intent）を遵守すればよく、基準に文字通りに従わなければな

⁽³³⁾ <http://www.actuaries.ca/publications/2001/20179e.pdf>

⁽³⁴⁾ C S O PはGeneral Standard（一般原則）と3つの業種別基準、Insurers（生保および損保）、Pension Plans（年金）、Public Personal Injury Compensation Plans（公的個人傷害保障プラン）から構成される。

⁽³⁵⁾ C S O Pの策定に伴い、既存の規定は廃止される、とされているが、C S O Pの中でC A L Mを定義せずに使用していることもあり、Life SOPも実質的には効力を有しているものと考えられる。

らないというものではない。負債の評価はあくまで“estimate”であって、正確な測定ではないので、結果について認容される一定のレンジが存在する。

②契約負債の評価は、継続企業基準でなされる。

③負債の評価は資産との相互関係を考慮したうえで決定される⁽³⁶⁾。

④負債の評価は、資産と負債の明示的な将来のキャッシュ・フロー分析によって決定される。簡便法を用いることはできるが、アクチュアリーは、キャッシュ・フロー分析によってその妥当性を確認しなければならない。

⑤負債は、約定された保険金額などの契約上の厳密な債務のみならず、契約者の合理的期待を考慮して評価される。すなわち、過去の経験や配当政策の契約者向けの開示などによって形成される契約者の合理的期待を考慮する。

⑥予測シナリオ（expected experience scenario：死亡率、利率、経費等の最良推定）は、将来のキャッシュ・フローに影響を与えるすべてのコンティンジェンシー（条件付債務性）を考慮しなければならない。

⑦負債の評価は、予測シナリオによる最善の見積りによる評価に加えて、そのシナリオからの逆偏差に対応する準備金（P f AD）を含み、契約上の債務（契約者の合理的期待を含む）を履行するに十分な額を計上しなければならない。このP f ADは、予測シナリオ（最善の見積り）には多くの不確実性があるため、負債を支える資産が十分であるという信頼を与えるために求められる。予測シナリオからの偏差のレベルは、個々の会社のアクチュアリーが合理的(reasonable)と考える範囲のものでなければならず、過大なもの（異常な偏差を見込むこと）であってはならない。

3.4 具体的な負債評価方法

3.4.1 評価の手順（4つのステップ）

負債の評価は次の4つのステップを踏んで行われる。以下の節で説明する。

I	最良推定による予測シナリオの設定
II	キャッシュ・フローの仮定にマージンを見込む（ただし金利リスクは除く）
III	IIの修正後キャッシュ・フローの仮定を用い、シナリオ・テストにより金利リスクを見込んだP f ADを計算
IV	契約者にリスクを転嫁（パス・スルー）しうる契約条項を考慮したP f ADを計算

第1ステップ 最良推定による予測シナリオの設定

第1ステップでは、以下の予測シナリオを設定する。水準そのものは規定されておらず、主としてアクチュアリーの判断による。

①基本金利シナリオは、期間、種類ごとの現在の金利構造が継続すると仮定する。

⁽³⁶⁾ 資産と負債は独立に評価すべきとするIASBの保険契約プロジェクトの考え方とは正反対である。

(金利の将来変動はステップⅢで反映するので、ここでは現状並みで良い)

②将来の死亡率や事業費率などについて最良推定値を求める。価格変動リスクは見込まない。

③これらの見積もりと基本金利シナリオに基づき、契約要素(保険料、保険金、解約価額、事業費等)のキャッシュ・フローを推定する。

第2ステップ 逆偏差のためのマージンを考慮

第2ステップとして、金利以外の(死亡率、価格変動リスク等の)逆偏差へのマージンを考慮して、資産・負債キャッシュ・フローを予測する。仮定の選択についてはCSOPに別途詳細に定められている(詳細は3.4.2節を参照)。

第3ステップ 金利リスクの反映

第3ステップは、金利の基本シナリオからの逆偏差に対する準備部分を計算することが目的である。

①まず金利シナリオを設定する。7つの規定シナリオ(prescribed scenarios)が設定されており(詳細は3.4.2節)、最低限これを使用しなければならない。このほか決定論的シナリオを追加することや、確率論的なシナリオを採用することも可能である。

②シナリオごとの負債額を算出

まず、群団ごとに負債が消滅するまでキャッシュ・フローを算出し、累積のサープラスを求める⁽³⁷⁾。最終年度においてサープラスがマイナスになれば、当初資産を増加させて再度試算を行う。このようにして、サープラスがゼロになるように初期資産の額を調整する。こうして得られる初期資産の額をもって、「そのシナリオにおける負債の額」とする。

③第3ステップにおける負債額を、以下のように定める。

(i)決定論的シナリオを採用している場合

そのシナリオによる負債額が、設定シナリオ群による各負債額の範囲の上部にはいる(within the upper part of range of the policy liabilities)こと。ただし、7つの規定シナリオによる負債額のいずれをも下回ってはならない。

(ii)確率論的シナリオを採用している場合⁽³⁸⁾

設定シナリオ群の「各負債額の60%タイル値(負債額を小さい順に並べて60%のところにある数値)を上回る部分の平均」から、同じく「80%タイル値を上回る部分の平均」までの範囲に入るようなシナリオによる負債額、とする⁽³⁹⁾。

⁽³⁷⁾ 現在価値に引き戻すのとは逆であることから、pull backward method に対し roll forward method と呼ばれる。

⁽³⁸⁾ 確率論的シナリオを採用する商品は変額年金等の限定された商品と考えられ、この場合、7つのシナリオは用いられない。また、おおむね決定論的シナリオが使用されていると見て良い。

⁽³⁹⁾ ある分布の x パーセントイル値を上回る部分の期待値を CTE(x) (CTE:Conditional Tail Expectation;条件付きテイル期待値)と呼ぶことがあるが、この用語を使用すると、CTE(60)~CTE(80)の間であれば良い、と表せる。

このように、シナリオ・テストは、その保険会社が実際に保有している資産に依存した将来の利回り（それは、資産の報告価額に関連した資産キャッシュ・フローにもとづく）を適切に決定し、これに基づいて負債を評価するためのプロセスと考えることができる。

第4ステップ 契約者にリスクを転嫁できる契約条項を反映

将来のキャッシュ・フローの算定に当たって、契約者配当を反映し、「契約者の合理的期待 (Policyholder's Reasonable Expectation)」を反映することとなっている。すなわち、リスクが現実化したときには合理的期待の範囲内で配当を減額することにより、リスクを契約者に転嫁することができる。第4ステップはこの部分を反映するものである。

3.4.2 シナリオの詳細

3.4.2.1 投資戦略

買入戦略（債券の種類と期間）は下記のとおりとする。

- ・貸借対照表日時点では、実際に買入れた資産の分布を使用する。
- ・20年以上経過以降の再投資は、すべて15年またはそれ以下の期間のリスクフリー・クーポン・ボンドとする。
- ・その間の20年間は、両者の間を均等に移行していくものとする。

一方、売却戦略（資産や期間分布）について特段のガイダンスは定めない、と明記しており、各社の判断となる。

3.4.2.2 金利シナリオ

買入資産に適用する金利シナリオとして、7通りの規定シナリオを設定している。

シナリオ1

- ・評価日における金利は、実際に買入れた資産の分布（期間、種類）に対応した金利
- ・評価日から20年以上経過した時点の金利（以降、均衡金利という）は、5%のフラット
- ・評価日から20年までの間は、均衡金利（5%）まで20年間にわたって一様に移行するものとする。

シナリオ2 は、均衡金利を5%から12%に変更する以外はシナリオ1に同じ。

シナリオ3

- ・長期金利⁽⁴⁰⁾は5%と12%の間を1%ずつ周期的、規則的に上下動する。最初のところだけ不規則である。(i) 当初の金利が12%を下回っていれば、12%に達するまで1%ずつ上昇し、それ以降は規則的変動に入る。(ii) 実際の金利が12%以上であれば、12%に達するまで1%ずつ低下し、それ以降は規則的変動に入る。

⁽⁴⁰⁾ 長期、中期、短期の用語が使用されているが、明確な定義はなされていない。

- ・短期金利は、合理的な期間（通常 3 年以内）に長期金利の 60%までシフトし、その後 60%を維持する。
- ・その他の期間の金利は、長期金利と短期金利と整合的に定める。

シナリオ 4は、シナリオ 3 の 12%を 5%に置き換えたものである。（すなわち、まず 5 %を目指して低下し、それ以降は周期的な上下動に移行する。）

シナリオ 5

- ・長期金利はシナリオ 3 と同じ。
- ・短期金利は長期金利に一定率を掛けたものとする。長期金利の 40%と 120%との間を 20%刻みで上下動する。最初のところだけが不規則である。当初が長期金利の 120%を下回っていれば 120%まで上昇する。120%に達して以降は、規則的変動に入る。

シナリオ 6

- ・長期金利はシナリオ 4 と同じ。短期金利はシナリオ 5 と同様だが、当初が長期金利の 40%を上回っていれば 40%まで低下する、40%に達して以降は、規則的変動に入る。

シナリオ 7

- ・評価日現在のイールドカーブはシナリオ 1 と同じ。将来の金利は、そのイールドカーブがインプライする金利とする。

最近の動向を補足したい⁽⁴¹⁾。現在、CSOPにおいて、デフォルト・フリー金利の起こりそうな (plausible) 範囲として短期金利は 3 %から 10 %まで、長期金利は 5 %から 12 %までと規定されている⁽⁴²⁾ (2330 項)。最近の金利低下を踏まえ、下限の 3 %および 5 %を見直すことが検討されている。

3.4.2.3 金利以外の経済環境の選択⁽⁴³⁾

CSOP 2340 項に以下のとおり規定されている。

①非固定金利資産（普通株・不動産等）のリターン

その資産クラスの過去のパフォーマンスに基づくベンチマークよりも有利にしないこととする⁽⁴⁴⁾。

②普通株の配当・不動産賃貸収入のマージン

⁽⁴¹⁾ CIA 会議資料(2002 年 9 月)による。(なお、直近 2005 年 10 月の 10 年国債平均利回りは 4%前後となっており、金利低下シナリオの修正は現実味を帯びているように思われる。)

⁽⁴²⁾ ただし、実際の金利の 125%がそれぞれの上限を超えた場合、限度は引き上げられる。下限も同様に、実際の金利の 50%が下限を下回れば、下限はそこまで引き下げられる。

⁽⁴³⁾ ちなみに、2004 年度末のカナダ生保全体のポートフォリオ構成は次の通りである。公社債(42.9%)、株式(13.3%)、ミューチュアル・ファンド(14.9%)、抵当貸付(14.3%)、不動産(3.0%)、約款貸付(1.5%)、現金(4.9%)その他(5.2%)である。

⁽⁴⁴⁾ 最近の動向を補足すれば、この部分が裁量的に過ぎるとの批判があり、株式については直近 25 年間の平均パフォーマンスに基づくべき、とする修正提案がなされた。

逆偏差のためのマージンは、収入に対し 5 %（低）～20%（高）とする。

③普通株・不動産のキャピタルゲインの逆偏差

- ・下落率（規定値）は、北米普通株は 30%、その他は 25%～40%とする。

マージンはその下落率の 20%とする。

- ・下落が起きるタイミングは、下落が最も収益悪化に影響する時点で起きる、との前提を置く。
通常は簿価額が最大の時点とする。なお、下落時点を決定するには感応度テストが必要かも知れない、と規定している。

④固定金利資産の減損

この項目には、評価日現在すでに減損しているもの、将来減損するものを含み、利息の損失、元本の損失、信用補完のための費用を含む。減損の最良推定の 25%（低水準）から 100%（高水準）を逆偏差マージンとする。

③についてコメントしたい。

そもそも株の下落率が負債評価に影響してくるという発想がわれわれにはなじみにくい。（つまり、株式のキャピタルロスに相当する準備は責任準備金ではなく価格変動準備金などで担保することが適当であろうと考えてしまう。）しかし彼らは全く別の環境にある。つまり、彼らは株のキャピタルゲイン・ロスを 15%ルールにより長期にスミージングする処理をとってきている（債券のキャピタルについてさえ、残存期間にわたって平準化する処理を行っている。詳細後述）。このため、そのスミージングされたリターンは固定金利資産のリターンとなんら区別するところがない、ということであろう。インカムだけでなくこれらのキャピタルゲイン・ロスを含めた総合的なリターンを織り込んで負債評価することが、彼らにとっては自然なのだろう。

ただし、後述するように、2007 年 1 月から、I A S 3 9 に基づく資産評価を求められ、スミージングを否定されたとき、このような発想がとり続けられるのだろうか。現行処理と相当に懸隔のある方式にスムーズに移行できるのであろうか、注目されるところである。

3.4.2.4 運用関連以外のキャッシュ・フローのマージン

逆偏差に対するマージンとして、一般的には最良推定の 5 %から 20%を採りうる幅としている。

①死亡率については、年齢、性別、喫煙習慣、契約の継続年数、引受行動、契約の大きさ、販売活動等を考慮すべきとしている。また、逆選択を考慮すべきことなど、死亡率の最良推定の方法を列挙している。

また、マージンの幅は、死亡率に対して 3.75～15%の加算とされている。（ただし、このマージンの範囲は、年齢をならした平均値で判定したものである。）

なお、最良推定が責任準備金を減少させる効果を持つ長期的な改善傾向を既に見込んでいる場

合は、マージンを増減させて、そのトレンドを打ち消すことが求められている。

同様に、②年金開始後死亡率、③疾病率、④解約ないし減額、⑤逆選択的失効、⑥経費、⑦契約者が持つオプションの各項目につきマージンの考え方が定められている。(詳細はC S O Pを参照されたい。)

3.4.2.5 保険料収入その他契約者オプション

保険料収入については、金額とタイミングが固定的な場合はそれを用いるが、それらが契約者の選択に委ねられている場合はなんらかの推定が必要になる。保険料収入の仮定に影響を与える要素としては、継続年数あるいは到達年齢、過去の保険料支払いのパターン、商品の競争状況、金利シナリオ等がある。適切な逆偏差マージンを決定するために、感応度分析が用いられる。予測シナリオには配当水準の仮定 (valuation dividend scale) も含まれるが、これには、過去の配当実績、将来の予想配当率、契約者の合理的期待に対する準備などが考慮される。

3.5 最近の動向

3.5.1 金融商品時価会計の導入 (2007 年 1 月予定)

カナダも国際会計基準へのハーモナイズを進めている。金融商品の評価や開示に関する I F R S (IAS32, 39)は、2006 年 10 月 1 日以降に開始する会計年度から強制適用される予定である (実質的には 2007 年 1 月 1 日からの年度。なお、2004 年 12 月 31 日以降に開始する会計年度からの早期適用が認められる⁽⁴⁵⁾)。

生保会社の会計に関する今回の対応の特徴点は、以下のとおりである。

- 金融商品については IAS39 ベースの規定を適用する。(CICA Handbook の 3855 節に規定)
- 生保投資資産 (金融商品および子会社・関連会社以外の投資をこのように呼ぶ。実質的には不動産が該当) は、従前どおり移動平均時価法 (moving average market method) により資産評価を行う。(4211.04 および 4211.05 節)

現行の資産評価と対比すれば以下のとおりである。

図表－7 カナダの資産評価方法

	現行評価方法 (概要)	2006 年 10 月以降の年度の取扱い
株式	15%ルール (移動平均時価法)	IAS39 ベースの評価 (保有目的に応じた評価)
債券	償却原価法	
不動産	10%ルール (移動平均時価法)	同左

⁽⁴⁵⁾ C I C A (カナダ公認会計士協会) が発行する Handbook (会計基準およびガイダンスを集めたドキュメント) における改訂が、2005 年 4 月 1 日に公表されている。

ここで、

○株式の 15%ルール⁽⁴⁶⁾とは、以下のルールをいう。

①年度末の簿価は、市場価格と別に次のとおり算出し、簿価の増減額が損益計算書に算入される。(含みの 15%が当期に認識される。)

株式の帳簿価格合計＝購入価格合計額　＋年度末の調整額

年度末の調整額

＝前年度末の調整額　＋ {年度末市場価格⁽⁴⁷⁾－ (取得価格合計＋前年度調整額)} × 15%

②実現キャピタルゲイン・ロスは繰延べられ、未償却差額残高の 15%だけが当期の損益と認識される。

○債券については償却原価法を取るだけでなく、売買に伴うキャピタル損益も残存期間にわたって償却するところに特徴がある。

従前の資産評価方法の特徴は、損益を全期間にわたって均等に計上する点にあった。これが、2007 年 1 月からはわが国のものとはほぼ同様の時価評価が実施されることとなっている。

彼らが懸念しているのは、これによって、資産評価と負債評価にミスマッチが生ずることであるとされる。つまり、

- ・ ウェイトの高いと考えられる売却可能証券（トレーディング目的および満期保有目的債券以外の債券および株式）は時価評価のうえ貸借対照表に反映されるが、その変動額は直接、損益計算書に反映されるわけではない。
- ・ その一方で、対応する負債は CALM のもとで再評価され、変動額は損益計算書に直接反映される。

このため、負債のほうが、よりボラタイルになるとの懸念があり、これへの対応策として以下の選択肢が議論されているようである⁽⁴⁸⁾。

- ①負債の変動をその他の包括利益に計上する方法。(ただし、包括利益の考え方の拡張であり、好ましくはない、としている)
- ②保険負債に対応する資産は満期保有目的債券に計上する方法。
- ③保険負債に対応する新しいクラスを導入する方法。(わが国の責任準備金対応債券に相当するもの。ただし、カナダ公認会計士協会は保険会社単独の特別規定を望んでいないようである。)
- ④保険契約負債に対応する資産をすべてトレーディング目的資産に計上する。

⁽⁴⁶⁾ なお 2003 年からは年間で 15%ではなく、四半期毎に 5%ずつ償却する方法に改正された。

⁽⁴⁷⁾ 正確には、当年度中の売却損－当年度中の売却益を調整する。

⁽⁴⁸⁾ カナダ・アクチュアリー会でのセミナー（2004 年 6 月）の資料に基づく。②③は負債側評価がボラタイルなものではないという前提がなければ対応策として意味がないように思われる。詳細な意図は不明である。

さて、こうした大きなインパクトが予想される金融商品会計導入に関して、監督庁である O S F I（金融監督庁）は、2004 年 12 月に銀行、証券、生保、損保会社に対して、以下の内容のレターを出状している。

その他包括利益計算書への反映方法や、Fair Value Option の取扱を含めて、金融商品会計の監督上のインプリケーションを検討中である。検討には時間を要し、また業界との協議も予定しているため、適用に関するガイダンスが出される前に、これらの基準に基づく実務対応を行わないことを推奨する。適用年度（2007 年）までは、当面、この基準を考慮せず、継続して財務報告を行う必要がある。

とりわけ注目されるのは、Fair Value Option（金融資産または金融負債を取得した時点で、取引毎に企業の選択によって公正価値による測定を行い、その公正価値の変動を損益計算書で認識するという選択肢。IAS39 で採用が認められた。）の選択を示唆していることで、場合によっては全資産を時価評価するという方法も視野に入れているのかも知れない。今後の動向が注目される。

3.5.2 法人税法における責任準備金の取扱

税法は、会計上で評価計上した負債の額を基本的には損金として認める取扱となっている⁽⁴⁹⁾。

したがって、恣意的に会計上の数値を操作することは認められないが、合理的な理由があれば、特定年度に将来の債務評価の結果として責任準備金を積み増した場合でも、税法上損金として認められる。

さて、今後導入予定の金融商品会計によって、売却可能証券に分類し、かつ C A L M に沿って負債評価した場合、負債側の変動のほうが大きく、法人税が大きく変動する懸念がある。このため、カナダ生命・健康保険協会（CLHIA）は税の専門家とアクチュアリーからなる法人税制委員会にて検討を開始し、今後当局に提言を行う予定としている。

彼らが検討している原則は、

- ①法人税の取扱は、資産を売却可能証券とするかトレーディング目的とするかの会計上の取扱が大きな差異を生じさせないようにすべきである。
- ②新しい会計ルールを採用による課税所得とキャピタル課税への影響は少額にすべきである。
- ③業界内で税負担の大きなシフトが起きないようにすべきである。

等 7 項目から成っている。

税制上の取扱がどのように決着するかも注目されるポイントである。

⁽⁴⁹⁾ Income Tax Regulations（所得税法規則）の 1400～1404 項に保険会社の所得の計算上認められる責任準備金が規定されている。このうち、1404 項では、1995 年以降の契約について、以下のいずれか小さい方とされている。

(a) これらの契約にかかわる会計上の責任準備金合計額

(b) 各契約の責任準備金の合計額

1995 以前の契約については、給付の現在価値から modified net premium の現在価値を控除したものが基本となっている（1401 項）。

3.6 小括

以上見てきたとおり、カナダの責任準備金評価は、シナリオテストを中心に置いている点に特徴がある。また、負債の水準は、将来シナリオの結果に基づく必要額の 60 パーセンタイル値から 80 パーセンタイル値の間であれば良いとし、ソルベンシー・マージン (MCCSR) との合計額で一定の支払能力を備えることを求める、いわゆるトータル・バランス・シート・アプローチに従っている。さらに、将来予測についても非常に長期に（負債の消滅時点まで）シミュレートしている点や、金利シナリオに限っても複数のシナリオ計算を義務づけており、これを実施する業務負荷の課題をクリアしたうえで、通常責任準備金評価に結びつけていることなど、わが国にとっても参考になろう。

また、カナダはこうしたシナリオに基づく負債評価に抵抗が少ないこともあって、多数の確率論的シナリオを用いた変額年金の負債評価で先鞭を付けた。こうした動きは米国始め各国に影響を与えている。

（なお、アクチュアリーのカラが認められていることとの関係で、彼らが最近導入したピアレビューについて触れておきたい。カナダの責任準備金規制は、シナリオの選定、基礎率の設定などについて細かな規定はなされておらず、アクチュアリーのカラに多く依存したものとなっている。これは英連邦系の特徴でもある。また、現状では責任準備金に対して会計士の監査も行われない。このため、数理的業務の質を維持・強化する必要性が認識され、2003 年度からアクチュアリー関連業務に関しピア・レビュー（外部のアクチュアリーによる監査）が導入された。保険会社にとってはコストアップ要因であることや、供給側の体制整備など課題もあるが、ピア・レビューを通じて他の会社の経験を生かすことができるというメリットが認められたものであろう。わが国とカナダは置かれた環境が異なるものの、彼らの試みは参考になろう。）

カナダは国際会計基準とりわけ負債の公正価値評価に前向きである。これは彼らが I A S B に対して提示した保険負債評価に関するコメントレターからも窺われる。そうした彼らにとって喫緊の課題は、金融商品の時価評価導入への対応である。従来、株式には 15%ルール、債券には償却原価法（売却損益までも残存期間にわたって償却）を適用するなど、利益をスムージングする処理を行なってきた。現行のカナダの方法はそれなりに統一がとれた一つの選択肢であろうが、資産の時価評価に伴う資産負債のミスマッチに彼らがどのように対応していくか、大いに注目されるところである。

参考文献

1 章

- [1] 山田辰巳「IASB 会議報告」JICPA ジャーナル各号
- [2] 拙稿(2003)「負債の時価評価－保険会計を中心に」企業会計 Vol.55 No.9
- [3] 拙稿(2004)「保険の国際会計基準を巡る動向」ニッセイ基礎研レポート 2004 年 01 月号

2 章

- [4] ASB(2004) The FSRS 27 "Life Insurance"
- [5] FSA "Interim Prudential Sourcebook for Insurers"
(<http://fsahandbook.info/FSA/html/handbook/IPRU-INS>)
- [6] 青山麻理(2004)「英国の有配当保険の新展開」生命保険経営 72 巻 1 号
- [7] 古瀬政敏(2005)「英国会計基準審議会 (ASB) による財務報告基準第 27 号 (生命保険) の設定とその意義」生命保険論集 152 号

3 章

- [8] CICA Handbook
- [9] CIA(2002) "Consolidated Standards of Practice - General Standards"
- [10] CIA(2001) "Standard of Practice for The Valuation of Policy Liabilities of The Life Insurers"
- [11] OSFI サイト http://www.osfi-bsif.gc.ca/osfi/index_e.aspx?ArticleID=363
- [12] 古瀬政敏(2000)「カナダにおける生命保険会社の契約者負債の評価と DCAT」(「生命保険会社と時価会計 2」(生保財務会計研究会報告書) 所収)